

重要

会員各位

平成 18 年 3 月 27 日

株式会社シーエーエー
オークション事業本部
取締役本部長三宅 享

18 年度からの自動車税相当額の取扱いについて

地方税法改正により平成 18 年度からの自動車税の取扱いを C A A では下記要領にて対応いたしますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいいたします。

1、自動車税の取扱い

(1) 4 月からの自動車税相当額について

ナンバー付車(軽自動車以外)は、県内・県外に関わらず、落札店より残月分を C A A にて預かり、名義変更結果により振分け精算をいたします。

3 月開催の場合は翌年度分(12ヶ月)をお預かりいたします。

開催月までは、出品店負担といたします。

(2) 預かり分相当額の精算について

落札店からの名義変更結果が、移転登録か抹消登録により精算方法が以下のようになります。

移転登録の場合

- ・ 預かり分相当額は、出品店へ全額支払い。(落札店への返金はありません)

抹消登録の場合

- ・ 開催月**同月**抹消・・・預かり分相当額を、落札店へ全額返金。
- ・ 開催月**翌月**抹消・・・預かり分相当額から 1 ヶ月引いた分を落札店へ返金。
その引いた分の、1 ヶ月分を出品店へ支払い。

再精算について

- ・ 上記の移転登録後、同年度内に抹消登録に変更し、その通知を C A A の定めた期限内に提出をいただいた場合は、還付金相当額を出品店へ請求し、落札店へ支払いとなります。

2、継続検査用納税証明書の取扱い

- (1) 車検残が、翌月末未済もしくは名義変更期限未済で継続検査用納税証明書の無い場合は、書類不備扱いにいたします。
- (2) 落札店は同年度内に車検が切れるもので継続用納税証明書が必要な場合は、予めCAAに依頼をいただき、出品店は依頼日から10日以内にCAAに提出していただきます。提出ができない場合はペナルティー1万円を課すものといたします。但し、5月末以前での請求の場合は除く。

3、自動車税還付請求権譲渡書の取扱い

- ・3月よりCAAでは、一切受付はしないものといたします。
- ・出品店にて年度内保管をしていただき還付手続きをお願いします。

4、軽自動車の取扱い

- ・現行通り変更はありません。

以上